

歯と口の健康週間(6/4～6/10)に寄せて



沖縄県歯科医師会 (米須歯科医院) 米須 敦子

6月4日から10日は歯と口の健康週間です。1958年(昭和33年)から実施している週間です。今年度日本歯科医師会では、『健康は食から歯から元気から』の標語のもと各県にて啓発事業を行っています。

沖縄県においても、各地区それぞれが目標を上げ、北部地区、中部地区、南部地区、宮古地区そして八重山地区歯科医師会において、地域密着型の『デンタルフェア』を開催致します。

健康相談、栄養相談、ブラッシング指導、フッ素塗布、8020達成者表彰、歯医者さん体験コーナー、細菌観察コーナー、図画、作文、ポスター表彰、よい歯の表彰、在宅歯科診療相談(地区により開催内容は異なります)など各会場に特色のある地域住民と密着した、地域住民参加型の各種啓発事業を下記の日程にて開催致します。お誘い合わせの上是非お立ち寄り下さい。

<デンタルフェア>

○中部地区

テーマ「白い歯 良い歯 元気な子」

日程 6月1日(土) AM10:00～PM5:00

6月2日(日) AM10:00～PM4:00

内容 ハミガキ練習コーナー、お口の細菌観察、

障がい児(者)・訪問診療・相談コーナー、フッ素塗布、矯正相談コーナー等

会場 沖縄市民会館中ホール

*2日間開催は中部地区のみです。

*2日午前11時から8020達成者表彰式を行います。是非素敵な笑顔と健康長寿を会場で実感してみませんか!

○八重山地区

テーマ「健康は食から歯から元気から」

日程 6月8日(土)

時間 AM10:00～12:00 表彰式

PM1:00～4:00 デンタルフェア

内容 歯科健診、ブラッシング指導、唾液検査等

会場 石垣市健康福祉センター

○宮古地区

テーマ(検討中)

日程 6月9日(日)

時間 AM10:00～PM1:00

内容 キッズ体験コーナー、顕微鏡コーナー、フッ素洗口、ブラッシング等

会場 パイナガマホール



デンタルフェア開会式



8020 達成者表彰

//////////////////////////////// 月間(週間)行事お知らせ //////////////////////////////////

○北部地区

テーマ「きれいだね 真珠のような 歯の笑顔」

日程 6月9日(日)

時間 PM12:00～

会場 イオン琉球名護店

・与儀会場

那覇市保健所

・小禄会場

那覇市保健センター

・首里会場

首里コープ

・豊見城会場

JA とみえーる 2階

・浦添会場

浦添市保健相談センター 2階

・糸満会場

JA 糸満 2階 (糸満市農村環境改善センター)

・島尻会場

ちむぐくる館

(南風原町総合保健福祉防災センター)

○南部地区

テーマ「普段着の歯医者さんと楽しく話そう」

日程 6月9日(日)

時間 AM10:00～PM2:30

久茂地会場のみ AM10:30～PM2:30

会場

・新都心会場

サンエー那覇メインプレイス店 1階中央コート

・久茂地会場

デパートリウボウ (パレット久茂地) 7階

リウボウホール



「ハンセン病を正しく理解する週間 (6/22～6/28)」に寄せて



国立療養所沖縄愛楽園 野村 謙

【ハンセン病の特徴】

ハンセン病は結核菌と同様の抗酸菌である「らい菌」による慢性の細菌感染症で、主に末梢神経と皮膚がおかされる疾患です。らい菌の病原性はとても弱いため感染しにくく、そのうえ感染したとしても発症はきわめてまれです。衛生環境や栄養状態の非常に悪い途上国に患者が多い疾患となっています。感染は、免疫能の発達が不十分な乳幼児期に、らい菌が多く証明される未治療患者と一緒に生活するなど濃厚頻回に接触した際に飛沫感染で生じるといわれています。日本ではハンセン病療養所の入所者や社会復帰者は治癒していて感染源になる人はいません。その証拠に、新規患者は2005年にゼロを記録しそれ以降も0～2名で推移し発症者も過去の感染といえる60歳以上の高齢者ばかりです。20年以上小児に新患をみないことから国内に感染源はないといえます。

【ハンセン病の社会的背景】

隔離を基本とした「癩予防ニ関スル件」(明治40年制定)や「らい予防法」(昭和28年制定)によりハンセン病は感染力が強いとか遺伝病であるという誤解が生まれました。また、治療法の確立していなかった時代に治療をうけた人の中には、皮膚の変化や末梢神経障害に起因する顔や手足の変形、さらには視力障害など重篤な後遺症もあり、ハンセン病患者は長年いわれなき偏見差別に苦しんできました。アメリカ合衆国で1940年代にスルホン剤(DDS)などのハンセン病治療薬が登場して以来様々な治療薬が開発され、現在では多剤併用療法により早期発見早期治療で後遺症を残すことなく確実に治癒

する疾患となっています。平成8年「らい予防法」が廃止になり同じ頃制定された「感染症法」では、ハンセン病は届出不要な疾患となり一般医療施設での診断治療が可能になります。

ハンセン病に対する社会の認識も徐々に改善し、ハンセン病回復者が一般医療施設を受診する機会も増えてくるものと思われます。しかし、地域によっては依然としてハンセン病の既往が社会的差別につながる事も危惧されます。ハンセン病回復者が初診時や入院時にハンセン病の既往をなかなか申し出にくいこともありますので医療関係者の皆様のご理解をこの場を借りてお願い致します。

【沖縄愛楽園の現状】

あまり知られていませんが私立のハンセン病療養所が1カ所あり、全国には合計14カ所のハンセン病療養所があります。入所者のほとんどが北は青森市の松丘保養園から南は宮古島市の宮古南静園までの13の国立療養所で生活しています。国立ハンセン病療養所の入所者数は2008名、平均年齢は82.5歳(平成25年2月末現在)と高齢化が進んでいます。皆さまに知っていただきたいのは、国立ハンセン病療養所の入所者はハンセン病を病んでいる人たちではなく、臨床的にハンセン病が治癒した人たちであり、その後遺症をもつ身体障害者であることです。そして、国の間違った隔離政策で一般社会から長年隔離された状況で療養生活を送ってきたため社会復帰が困難になった人たちであるということです。したがって現在、国立ハンセン療養所では、身体障害や高齢化で不自由度

の増す入所者の方々が安全安心に暮らしていくために施設運営をしています。

国立療養所沖縄愛楽園には平成 25 年 2 月末現在、平均年齢 81.6 歳の 217 名が入所されています。当園は「入所者・高齢者が安心して生活できる場の提供」を理念に、自立している方、介護の必要な方、医療の必要な方など、超高齢化した地域コミュニティーを医療・介護・予防・生活支援の面から包括ケアしている施設です。

日本社会が近い将来直面するであろう超高齢社会が当園にはあります。認知症の問題、食事摂取が困難になることを含めた人生の終末期の問題など高齢者ケアの諸問題について施設全体で取り組んでいます。

当園では、様々な職種の職員が入所者に関わ

り日々の生活を支え、充実した毎日を送っていただけるためのライフサポートを始めています。「りっかりっかサポートチーム」、「サービス向上委員会」、「フットケアコース」、「摂食・嚥下コース」、「認知症コース」、「排泄専門コース」、「NST」の各チームが、「ライフサポートチーム」と連携して入所者一人ひとりの尊厳を守り、その人らしい人生が全うできるように支援しています。

最後になりますが、このような高齢者コミュニティーのライフサポートをしている当園でも人材不足に悩んでおります。特に医師不足は深刻で、いかんともしがたい状況にあります。ご興味のある方は是非お問い合わせいただきますようお願い致します。



改めて薬物乱用防止について考える

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (6/20～7/19)、

国際麻薬乱用撲滅デー (6/26) に寄せて

一般社団法人 沖縄県薬剤師会
学校薬剤師部会副部長 笠原 大吾



違法薬物の乱用については、第3次乱用期に入っただけで久しいことは、ご承知のことと承知しています。昨年は、沖縄県内でも“合法ハーブ”、“脱法ドラッグ”などの名称で、違法薬物が販売され、一般市民の生活圏にも広く存在する、まさに年齢に関係なく誰もが手に入れることができるような状況になっていることを想起させるさまざまなニュースがマスコミをにぎわしていました。しかし最近では、むしろ悪い意味でインパクトが小さくなってしまった様にすら感じているのは、私だけではありませんか。

去る3月22日から、幻覚や興奮作用などのあるこれらの「合成カンナビノイド類」の700種類以上の化学物質を新たに「指定薬物」とする厚生労働省令が公布されたことは耳新しいことであると思います。これは、成分が類似の複数の化学物質をまとめて規制する「包括指定」であり、薬事法に基づいて製造、販売および輸入が禁止されます。確かに、規制される薬物の種類が約10倍に拡大するため、警察庁などは「取締りは一歩前進」のコメントを出しているようですが、果たしてそうでしょうか。早くも包括指定に含まれないように成分を変えた薬物が売られ始めているともききます。そもそも、薬物乱用をする者にとっては“何でもドラッグ”になることは、過去に、咳止め液への依存やカセットコンロやライターのガスで遊ぶ者が後を絶たないということからもすでにわかっていたはずですが。この機会に、改めて薬物乱用防止について考えてみたいと思います。

私は、日頃、学校薬剤師として、県内の小・中・高等学校等で、総合学習やロングホームルーム(LHR)の時間を利用した薬物乱用防止教室で

の講演を依頼される機会が多くあります。その際には、薬物乱用とは医療目的のない化学物質を不正に使用することという、狭義の薬物乱用の内容を話す前に、必ず、医薬品を医療目的から外れて使用することも実はそうであると話すようにしております。このように話をすると、児童・生徒は意外そうな顔をするのですが、普段使用する医薬品も正しく使用しないと、効果的でないばかりか、例えば薬物乱用頭痛(MOH)を引き起こすこともあることが知られています。文部科学省の新学習指導要領により、平成24年度より中学校の保健体育で、本年度より高等学校の保健体育で、それぞれ薬の正しい使い方を学習するようになったことは、正しい薬の使い方を学ぶことで、違法薬物の乱用防止につながれると考えられます。この教科の授業に、保健体育の先生と薬剤師がゲストティーチャーとして一緒に授業をするTeam Teaching(T.T.)が行われるように、われわれ学校薬剤師部会も部会員に対して研修等を実施して研鑽を積んでいただくようにしているところであります。

このような背景もある一方で、違法薬物等の薬物乱用防止には、「包括指定」が実施されて以降も、相変わらず脱法ドラッグのような取締りを逃れるような化学物質が存在する可能性があることから、次のように考えております。すなわち、薬物乱用に関しては、法律に違反しているから使用をしないということよりも、むしろ身体の健康に大いに害がある、あるいは薬物乱用が自分たちの未来の夢を叶えるための妨げとなる“青少年の危険行動”の一つとして捉えて、だから使用をしないという視点での健康教

育が大切です。その意味で、「ダメ。ゼッタイ。」を普及していく必要があると考えます。(学校)薬剤師は、このような視点で話ができる医療職種の一つであることから、例年の薬物乱用防止キャンペーンの街頭での普及活動に加えて、今後も学校などで積極的に啓発活動にあたりたいと考えています。今後は、その担い手である学校薬剤師の人数を増やすことがわれわれ学校薬剤師部会役員の一急務の一つであります。また、学校医の先生方とも連携して行うことにより、

普及活動も一層効果的となるのではないかと考えておりますので、よろしくご指導、ご鞭撻の程お願い申し上げます。

最後に、このような内容を掲載していただく機会を頂戴いたしました県医師会対内広報担当理事の本竹秀光先生に深謝申し上げるとともに、日頃お世話になっております県医師会会長の宮城信雄先生はじめ会員の先生方とともに、広く本件に関わっていただけますよう努めていきたく存じます。



小学校で「たばこの何がいけないの？」講演



薬物依存の講演を熱心に聞く生徒達

